

海外進出をサポートする特許の国際出願制度（PCT）

2021年7月28日

特許庁国際政策課 課長補佐 平川優香
前・国際出願室 室長補佐 横田之俊



- 1 PCT制度とは . . . 過去
- 2 最近の規則改正 . . . 現在
- 3 現在進行中の国際的議論 . . . 未来

クイズ1 PCTとは何の略？

① **P**atent **C**ollaboration **T**echnology

② **P**atent **C**ooperation **T**reaty

③ **P**an **C**ake **T**abetai

クイズ2 PCTとは特許の国際出願制度。海外で特許を取得するには、この制度の利用が必須？

①PCTは必須！

②PCTはオプションの1つ

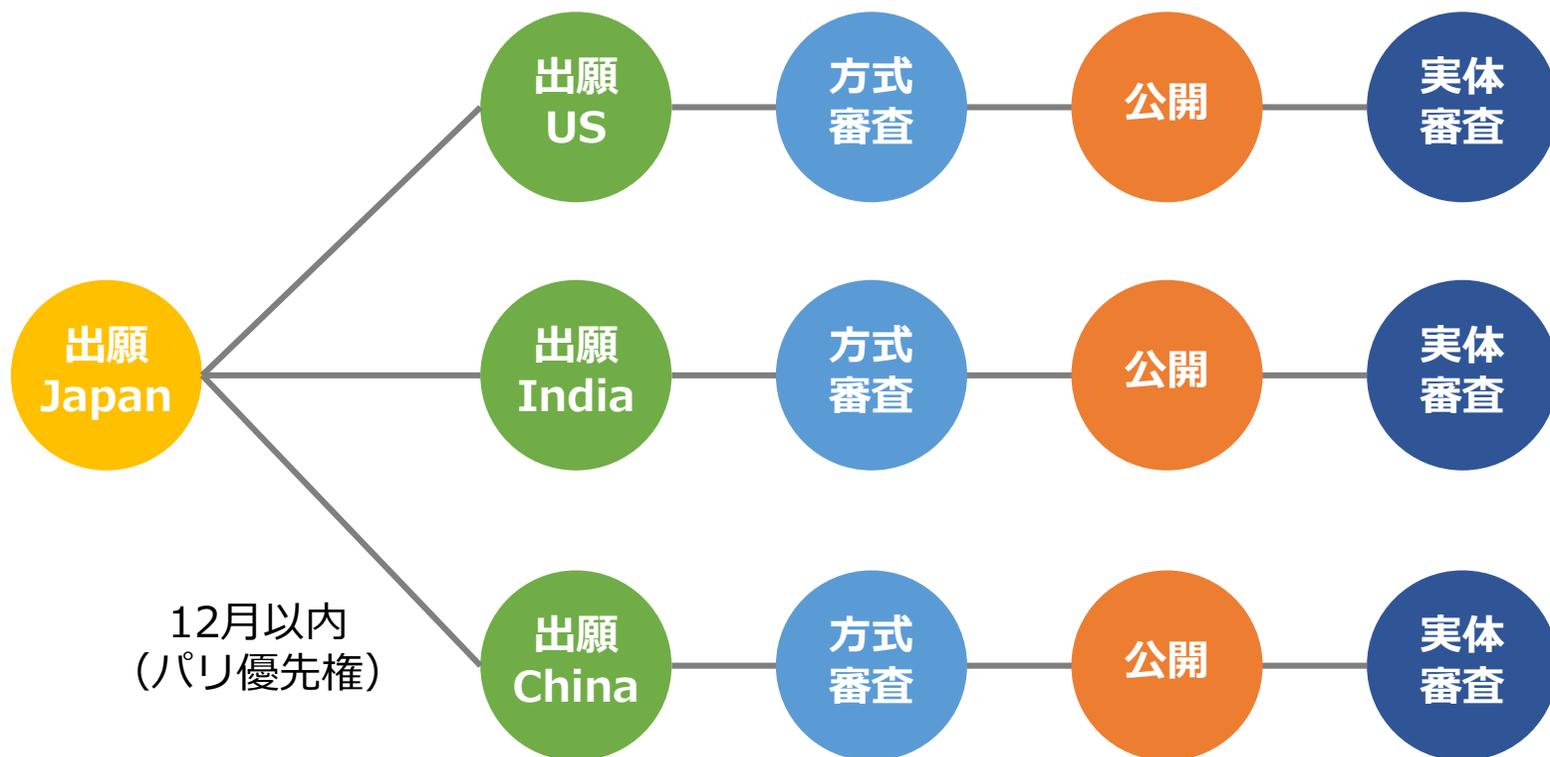
1 **PCT制度とは**

2 最近の規則改正

3 現在進行中の国際的議論

Warm-up! PCT制度の成り立ち

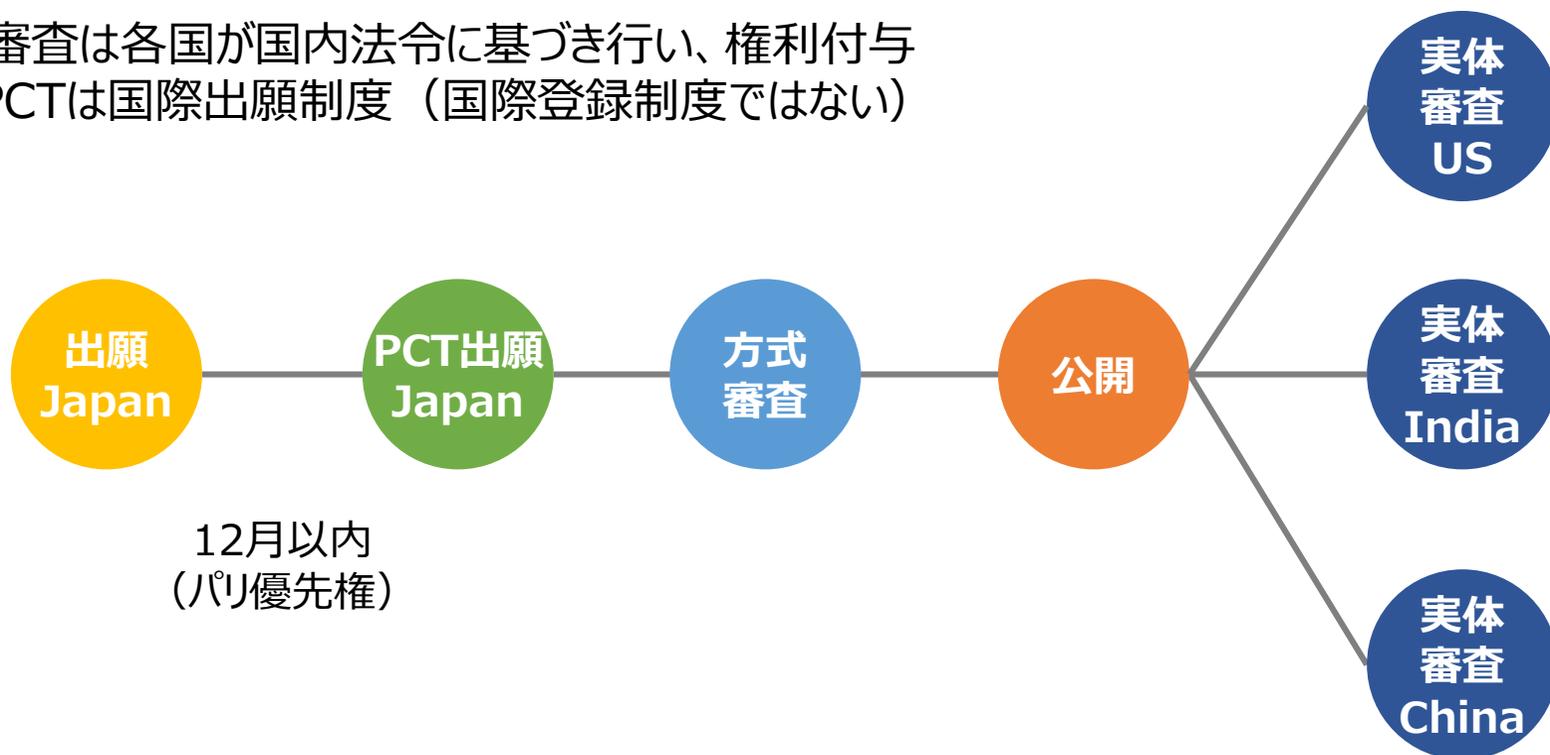
各国への直接出願（パリルート）



Warm-up! PCT制度の成り立ち

PCT国際出願

- ・同じ発明（特許出願）に対し、各国でそれぞれ行っていた出願の受理や方式審査、公開といった**方式的手続**を一つに束ねる
- ・実体審査は各国が国内法令に基づき行い、権利付与
→PCTは国際出願制度（国際登録制度ではない）



Warm-up! PCT制度の成り立ち

全世界的に出願人・各国特許庁の負担軽減！

PCT国際出願

さらに、権利取得が不要となった国には
手続しないことで負担軽減（30ヶ月の判断期間）

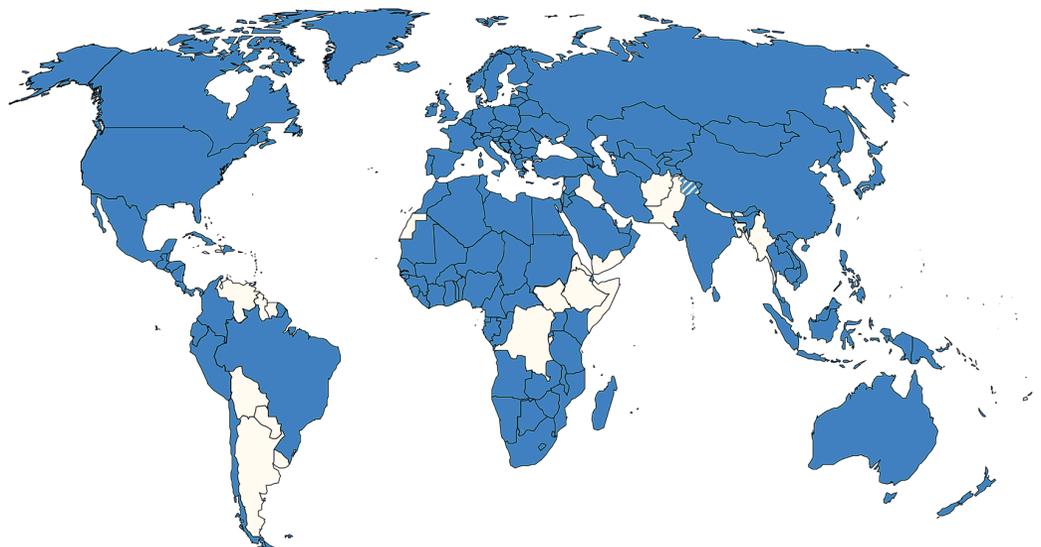


特許庁

特許協力条約 (Patent Cooperation Treaty: PCT)

- PCTとは、グローバルに増加する特許出願に対する出願人及び各国特許庁の双方が負担する労力や費用の重複を『**国際協力**』により軽減させることを主な目的として成立
- 1970年に採択され1978年1月24日に発効。日本は1978年10月1日加盟。
- 条約に加盟している国の国民又は居住者は、条約に基づく国際出願が可能
- 自国の特許庁に、自国の言語で出願することで、加盟国全てに出願した効果あり

PCT締約国：153ヶ国（2021年7月現在）



(出典) WIPO

PCT制度の特徴・メリット

PCT国際出願

日本国特許庁に出願する場合



※出願日

日本国特許庁
(受理官庁)



1通の出願書類
(日本語又は英語)

国際調査
国際公開等

国内移行手続
(翻訳文の提出等)

※出願日

米国

インド

中国

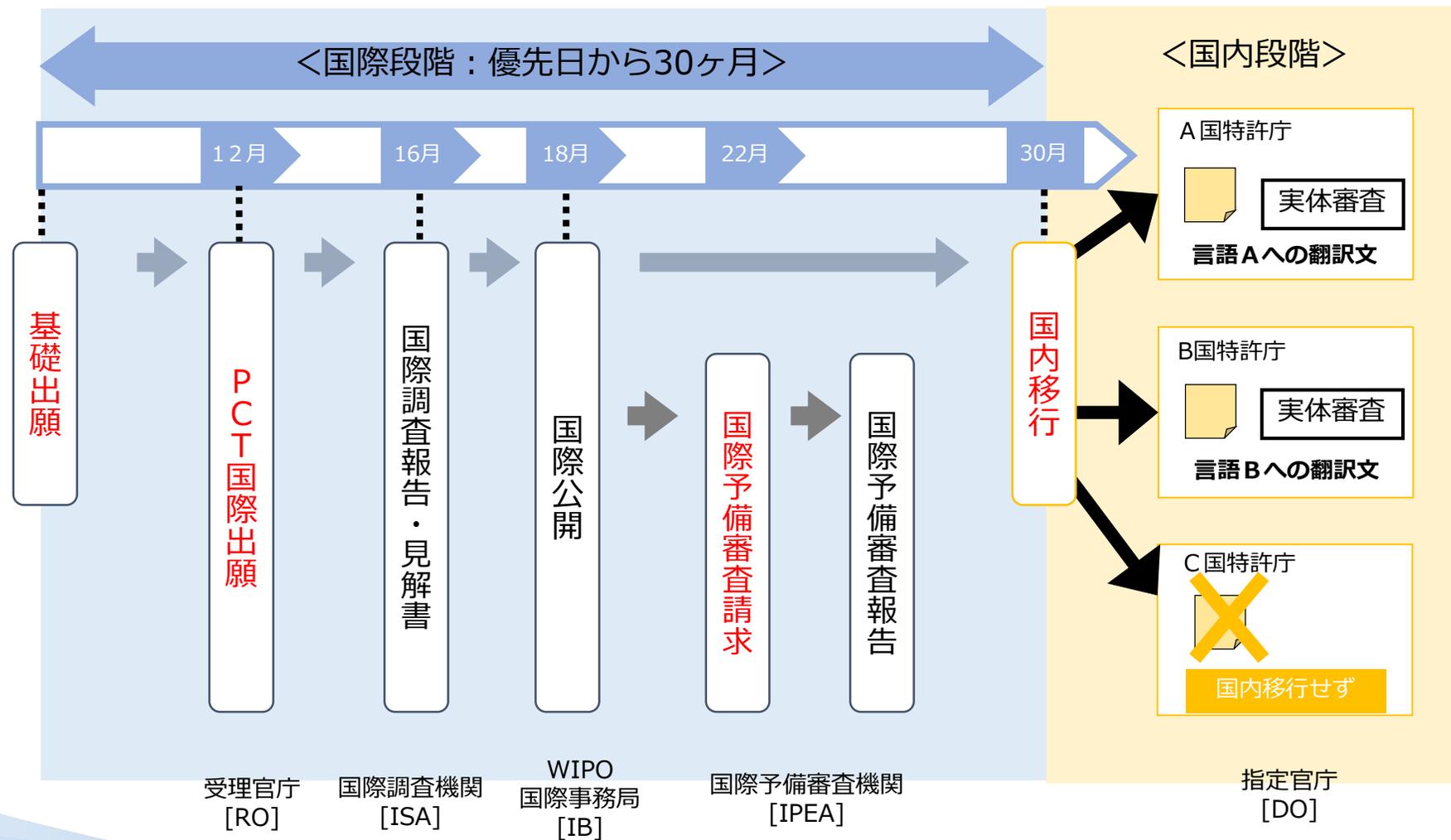
各国特許庁
(指定官庁)

メリット①
簡素な出願手続で
全PCT締約国での出願日を確保

メリット②
特許性判断の参考となる
調査結果を得ることができる

メリット③
各国への移行判断を
原則30ヶ月猶予可能

PCT国際出願のフロー

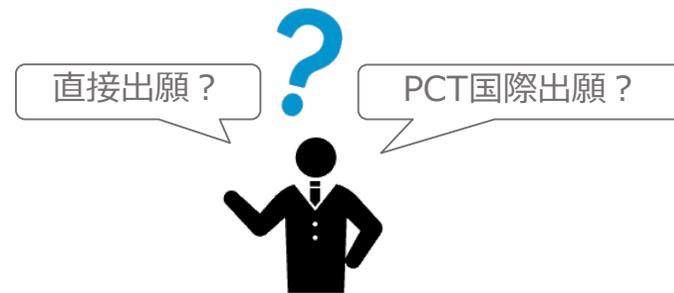


PCT制度の留意点

- ① PCT国際出願の費用
- ② PCT国際出願の効果は『PCT加盟国のみ』
- ③ 『国際段階の特許性の判断』と『指定国の実体審査の結果との相違』
- ④ 国内優先権主張による基礎出願のみなし取下げ

海外への特許出願方法の判断基準の例

- ① 特許取得を目指す国数
- ② 特許取得希望時期（早期又は遅い時期）
- ③ 特許出願の準備と予算
- ④ 発明に係る市場動向など



海外展開における知財取得の重要性①

海外展開の魅力

- ・グローバル市場で売り上げを拡大し、企業・ビジネスを成長させる
- ・生産拠点として、グローバル競争に負けないビジネス体制をつくる など

グローバルな研究開発競争の激化

- ・先進国企業同士
- ・新興国等企業の技術開発力の向上

新興国等のオペレーショナルリスク

- ・輸出入規制
- ・投資規制
- ・操業規制
- ・知的財産権 など

『模倣品問題』だけじゃない海外における知的財産問題

納入先に求められ、現地での販売や生産を開始したが・・・

- 現地企業の特許権を侵害、販売の差止や損害賠償を求められた
- 現地で知財権を取得しておらず、よりコストの安い現地企業に発注先を変更されてしまった

技術指導やOEM先に供給した部品や貸与設備を通じてノウハウが漏れた

- 自社でしか作れなかった製品が現地企業に安価で作られるようになり、海外でのビジネス展開が極めて難しくなった

不用意に情報（サンプルや図面）を相手に渡してしまった・・・

- 先に特許出願されてしまい、自社の技術なのに自社で実施できなくなった



海外展開における知財取得の重要性②

知的財産の保護は国ごと

- ・ 知的財産は、原則、権利取得した国でのみ保護される（属地主義）
- ・ 発明を保護したい国ごとに、知財を取得しておく必要がある

知的財産権取得の重要性

- ・ 知的財産権は、他国において、個人でも法人でも取得できる独占権
- ・ 多大なコスト（ヒト・カネ・ジカン）を費やした『創造活動の成果』を保護しつつ、ビジネス展開を優位に導く
- ・ また『海外展開』には、進出準備に多大なコストが費やされており、知財問題による撤退は、それまでの投資を無駄にすることに
- ・ グローバルな競争環境が厳しくなる中、市場やビジネスの保護に向けた知財取得の重要性も増加

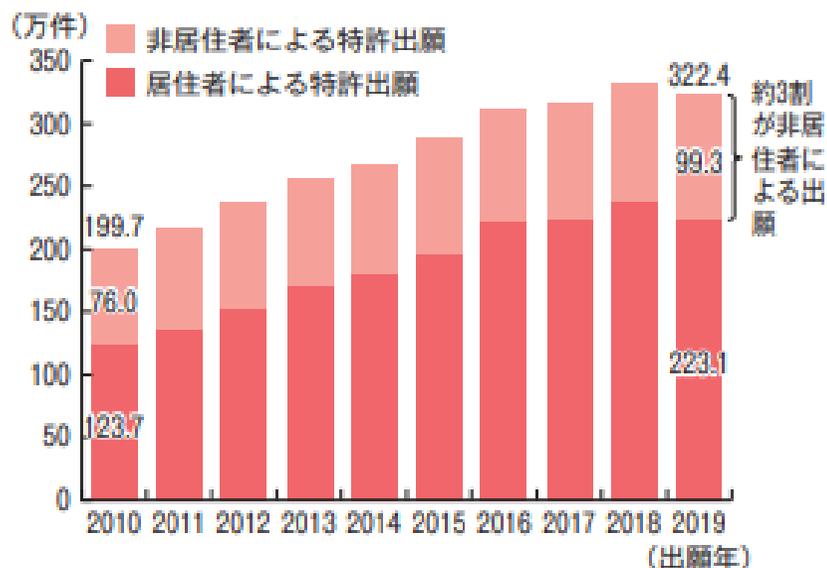
複数の国で特許を取得したい場合、PCT制度の利用は有効なオプション！！

(参考) 関係統計

出典：特許行政年次報告書2021

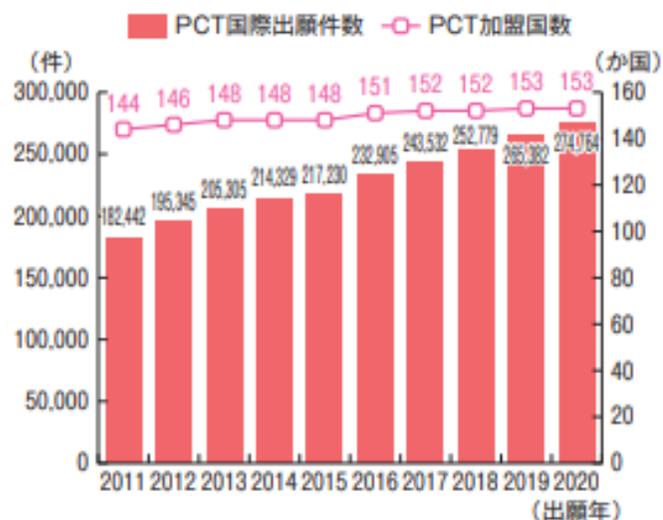
- 世界の特許出願件数は、この10年間で1.61倍に増加し、2019年には計322.4万件に。約3割が非居住者による出願となっている。
- PCT出願件数も増加傾向。2020年の世界全体の出願件数は、コロナ禍にもかかわらず、274,764件（前年比約3.5%増）と過去最高を記録

1-1-9図 【世界の特許出願件数の推移】



(資料) WIPO Intellectual Property Statisticsを基に特許庁作成

1-1-13図 【PCT加盟国数及びPCT国際出願件数の推移】

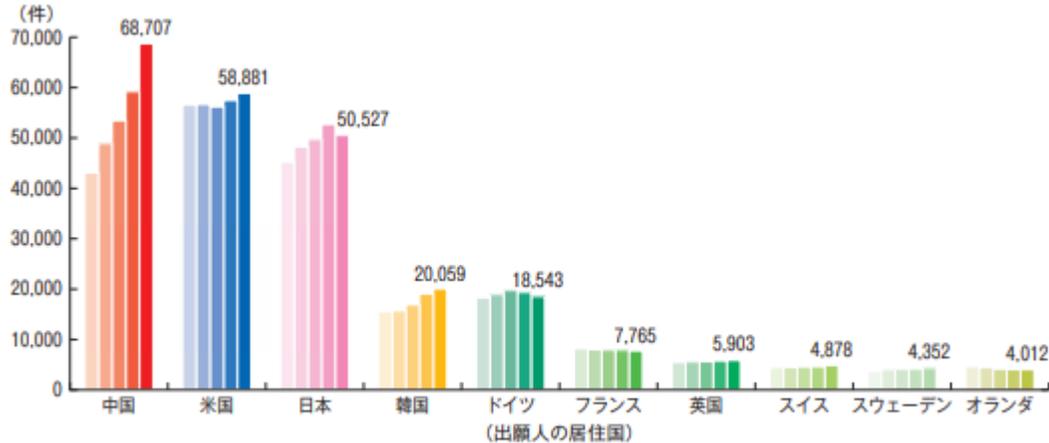


(資料) WIPOウェブサイト、WIPO Intellectual Property Statisticsを基に特許庁作成

(参考) 関係統計

出典：特許行政年次報告書2021

1-1-14図 【出願人居住国別のPCT国際出願件数の推移】



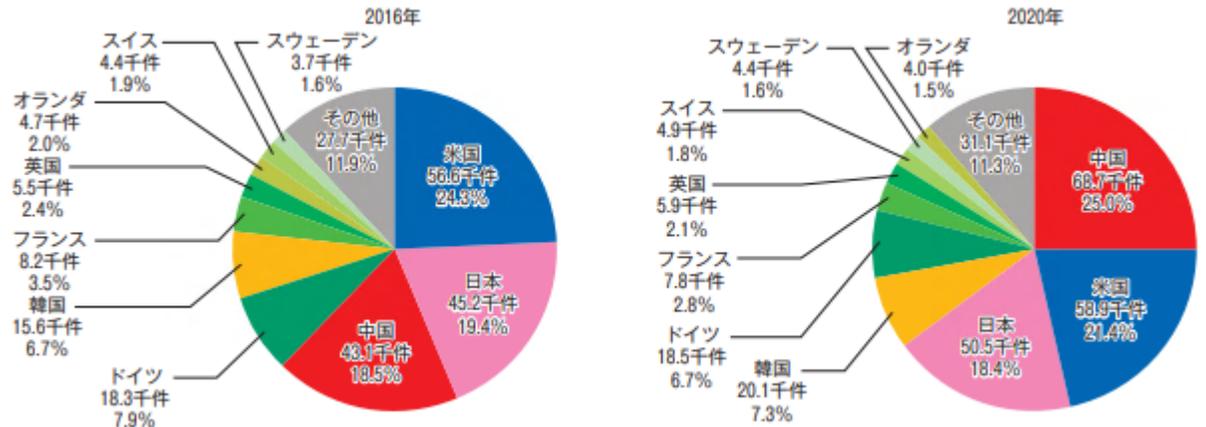
(備考) 各年の出願件数は国際出願日によるものであり、居住国は筆頭出願人の居住国である。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statisticsを基に特許庁作成

出願人の居住国別で見ると

- 2020年のPCT出願件数第1位は中国
 (前年比16.1%増の68,707件)
- 日本は米国に次いで第3位
 (2016年から11.2%増加し、50,527件)

- 2016年と2020年のいずれも上位10か国で全体の85%以上
- 2020年は中国、米国、日本の上位3か国で全体の64.8%

1-1-15図 【出願人居住国別のPCT国際出願件数の割合 (2016年と2020年の比較)】



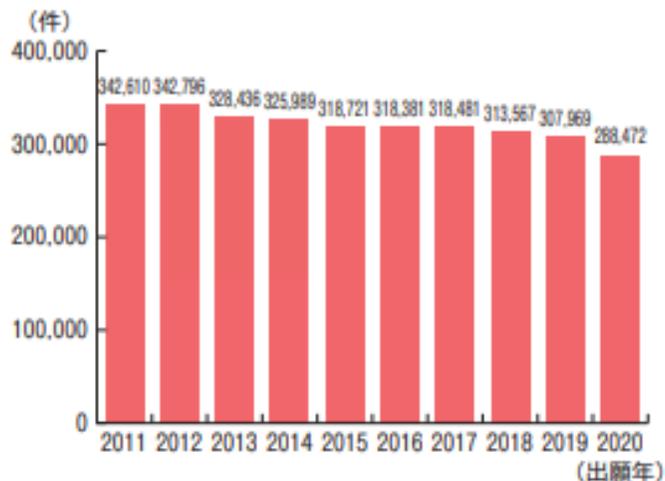
(資料) WIPO Intellectual Property Statisticsを基に特許庁作成

(参考) 関係統計

出典：特許行政年次報告書2021

- ・日本国特許庁への特許出願件数は減少傾向（2020年は30万件を切り、288,472件）
- ・日本を受理官庁とするPCT国際出願件数は、2019年まで増加傾向
2020年は前年比4.5%減となるも依然として高い水準を維持（49,314件）

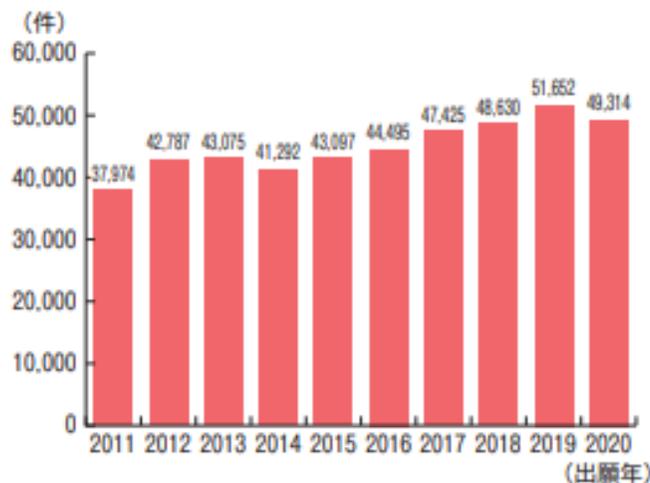
1-1-1図 【特許出願件数の推移】



(備考) 特許出願件数は、国内出願件数と特許協力条約に基づく国際出願（PCT国際出願）のうち国内移行した出願件数（基準日は国内書面の受付日）の合計数である。

(資料) 統計・資料編 第1章1.

1-1-2図 【PCT国際出願件数の推移】



(資料) 統計・資料編 第3章1.

(参考) 関係統計

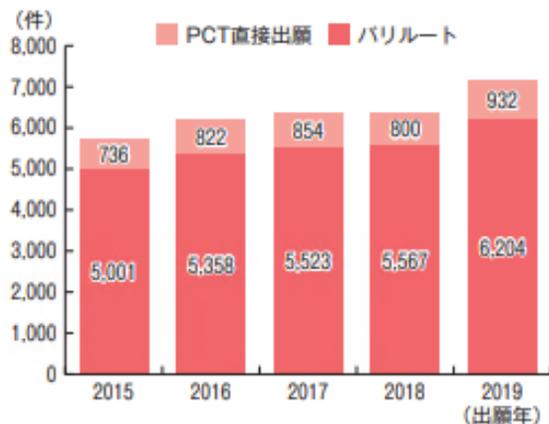
出典：特許行政年次報告書2021

- 2020年の中小企業による PCT国際出願件数は5,072件（前年比6.9%増）と増加傾向
内国人出願における出願件数比率は10.4%
- 2019年の中小企業による 海外への特許出願件数は7,136件（前年比12.1%増）
海外出願率は17.6% と上昇傾向

1-3-10図 中小企業のPCT国際出願件数の推移



1-3-14図 中小企業の海外への特許出願件数の推移



(備考) 国内へ出願される特許出願のうち外国にも出願される件数。
特許庁で把握できない外国に直接出願された件数を含んだものではなく、
日本企業による海外全ての出願件数を意味しない。
PCT直接出願：国際出願の受理官庁としての日本国特許庁に出願された
PCT出願のうち、国内出願に基づかない出願。
(資料) 特許庁作成

1-3-15図 中小企業の海外出願率



(備考) 海外出願率=(優先権請求件数+PCT直接出願)/(国内出願+PCT直接出願)
(資料) 特許庁作成

1 PCT制度とは

2 **最近の規則改正**

3 現在進行中の国際的議論

クイズ3 そもそもPCTの規則って何？

- ①加盟国が守らねばならないルール
- ②PCTにおける法令
- ③PCTにおける手続の規定

PCT関連法令

- 特許協力条約 (Patent Cooperation Treaty) 改正は外交会議で決定
 - 特許協力条約規則 (Regulations) 改正は同盟総会で決定
 - 特許協力条約実施細則 (Administrative Instructions)
RO/ISA/IPEAと協議の上、事務局長が変更
 - 出願人の手引 (Applicant's Guide)
 - 機関及び官庁向けガイドライン (Guidelines)

<関連国内法令>

- 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律
 - 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令
 - 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則
 - 告示

規則改正の一般的プロセス

国際的な協力に基づくPCTは、制度開始以来、ユーザー・各国特許庁のニーズや環境変化に合わせて、各国が協力して、様々な制度改善を実施

PCT国際機関会合 (PCT-MIA)

- ・ 国際調査・国際予備審査を行う国際機関の会合

3月

6月

10月

7月

総会で承認された規則改正の施行

PCT作業部会 (PCT-WG)

- ・ 規則改正を含め、PCTに関する広範な議題を検討する実務レベルの会合
- ・ 実質的な規則改正案決定の場

PCT同盟総会

- ・ PCT同盟の維持及び発展並びにこの条約の実施に関するすべての問題を取り扱う。
- ・ 提案された規則改正案を採択（決定）する

過去5年の規則改正

施行日	改正内容	
2020.7.1	官庁に起因するシステム停止のセーフガード	①
	規則20の2に基づく明細書等の補充	②
	規則4.11に基づく表示の補充又は追加	
	国際予備審査機関が保有する一件書類の閲覧	
	官庁間の手数料送金の相殺	
2019.7.1	国際予備審査の開始時期の改正	③
2018.7.1	規則12の2及び規則23の2の改正に伴う項ずれ	
	手数料減額の対象の明確化	
2017.7.1	補充国際調査の請求期限延長	
	先の調査結果等の受理官庁から国際調査機関への送付	
	国内段階情報の通知義務	
	不適合規定の削除	
2016.7.1	特定の情報の公衆アクセスからの除外	
	優先権回復の請求に係る書面の写しの国際事務局への転送	
	電子通信サービスの障害による期間不遵守に対する救済措置	
	国際事務局との通信のための言語	

最近の規則改正の概要①

官庁に起因するシステム停止時の救済規定の新設 【2020.7.1施行】

今日が期限の「国際予備審査請求」を電子申請しようと思ったら、
特許庁のサーバーがシステム障害のために停止して、電子申請できない！

<規則82の4.2（新設）>

- いずれの国内官庁又は政府間機関も、官庁又は機関が認める電子通信サービスのいずれかの不通により、官庁及び機関に対し行為を行うための規則に定める期間が遵守されなかった場合には、その期間が遵守されなかったことによる遅滞を許容する旨を定めることができる。
- ただし、それぞれの行為が、当該電子通信サービスが回復した後続の最初の営業日に行われたことを条件とする。
- 関係する官庁又は機関は、不通期間を含む当該不通に関する情報を公表するとともに、国際事務局に通知する。

最近の規則改正の概要①

期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容 【既存】

<規則82の4.1>

- (a) 関係者は、住所若しくは営業所を有する地又は滞在地において戦争、革命、市民暴動、同盟罷業、天災、電子通信サービスの全般的な不通その他これらに類する事由により、受理官庁、国際調査機関、補充調査のために指定された機関、国際予備審査機関又は国際事務局に対し行為を行うための規則に定める期間が遵守されなかつたこと及び合理的にできる限り速やかに適切な措置をとつたことを示す証拠を提出することができる。
- (a)に規定する証拠は、(a)に規定する期間の満了の後六箇月以内に、場合に依り、(a)に規定する官庁、機関又は国際事務局に提出する。
- (a)に規定する状況が名あて人にとつて満足するものである場合には、期間が遵守されなかつたことによる遅滞は、許容される。

最近の規則改正の概要②

誤って提出した明細書・請求の範囲・図面がある国際出願に、
正しい明細書・請求の範囲・図面を補充する規定を新設
【2020.7.1施行】

「国際出願A」につけて提出すべき“明細書A”を、
誤って「国際出願B」につけて国際出願してしまった！

- 従来の補充制度では、「提出漏れ」を補充することを規定（規則20.5）
- 「提出漏れ」のみならず、「提出間違い」についても救済することを新たに明確化（規則20.5の2を新設）
- 正しい明細書等の提出期限は、出願日から2月以内
- 補充すると、国際出願日は補充した日に繰り下がる
- 優先権主張の基礎となる出願から補充する場合は、国際出願日が維持される（引用補充）

最近の規則改正の概要③

国際予備審査における出願人と審査官との対話期間を拡充 するため、国際予備審査の開始時期を改正 【2019.7.1施行】

- 「国際予備審査請求期限の満了後に開始」とされていた国際予備審査の開始時期を、「国際予備審査機関が必要な書類等を全て受領した時点で開始」に改正（規則69.1を改正）

<改正前の様式>

国際予備審査請求書

- 1.
- 2.
- 3.
4. 出願人が国際予備審査を規則54の2.1(a)に基づき適用される期間の満了よりも早く開始することを明示的に希望する。

<改正後の様式>

国際予備審査請求書

- 1.
- 2.
- 3.
4. 出願人は、規則54の2.1(a)に基づき適用される期間の満了まで国際予備審査の開始を延期することを明示的に希望する。

国際予備審査を早く開始することで、出願人と国際予備審査機関とのコミュニケーションの時間をこれまで以上に確保

1 PCT制度とは

2 最近の規則改正

3 **現在進行中の国際的議論**

クイズ4 コロナ禍で国際会議はどうなっている？

- ① 中断している
- ② ウェブ会議で行っている
- ③ メールや掲示板で議論している

直近のPCT作業部会（2021年6月）の主要議題

1. 手続遅延の救済措置の拡充
2. 国際段階での成果物利用による国内段階での早期審査制度
3. 優先権書類発行手続の効率化
4. オンラインサービスの拡充
5. 配列表の新標準（WIPO標準ST26）への移行

※全議題の作業文書等は以下から入手可能

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=62348

1. 手続遅延の救済措置の拡充

今般の新型コロナウイルス感染症への対処の経験を経て、
緊急事態による手続遅延の救済を拡充する規則改正案
【2022.7.1施行予定】

＜規則82の4.1の改正＞

- 伝染病（epidemic）が期限徒過を許容できる対象事由であることを明確化
- 通常は必要となる関連証拠の提出を官庁の判断で免除し、陳述のみで救済可能とする

出願人・代理人の所在地でコロナが流行し、
外出制限で書類の準備や提出ができない！

＜規則82の4.3の新設＞

- 緊急事態により業務に支障を来した官庁の判断で、規則に定める期間を延長可能とする

特許庁の所在地でコロナが流行し、
書類を受理できない！

1. 手続遅延の救済措置の拡充

期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容 【既存】

<規則82の4.1>

- (a) 関係者は、住所若しくは営業所を有する地又は滞在地において戦争、革命、市民暴動、同盟罷業、天災、電子通信サービスの全般的な不通その他これらに類する事由により、受理官庁、国際調査機関、補充調査のために指定された機関、国際予備審査機関又は国際事務局に対し行為を行うための規則に定める期間が遵守されなかつたこと及び合理的にできる限り速やかに適切な措置をとつたことを示す証拠を提出することができる。
- (a)に規定する証拠は、(a)に規定する期間の満了の後六箇月以内に、場合に応じ、(a)に規定する官庁、機関又は国際事務局に提出する。
- (a)に規定する状況が名あて人にとつて満足するものである場合には、期間が遵守されなかつたことによる遅滞は、許容される。

2. 国際段階での成果物利用による国内段階での早期審査制度

国際調査機関の見解書や国際予備審査報告を利用することで、
国内段階での早期審査を可能とする規則改正案
【議論継続中】

PCT出願も各国で早く実体審査してほしい！

- 特許審査ハイウェイ（Patent Prosecution Highway: PPH）の運用は、既に二国間、複数国の間で実施されている
- 実体審査結果のみならず、PCT国際段階の成果物（見解書）を利用したPPH（PCT-PPH）を実施している国もある。
- PCT-PPHを、PCTの規則に正式に組み込む提案
- 規則に組み込むことで、より多くの国で利用できるようになることが期待される

3. 優先権書類発行手続の効率化

『PCT出願を優先権主張の基礎とするPCT出願』において、
先のPCT出願の優先権書類を、受理官庁に代わり国際事務局が提供する
ための規則改正案 【議論継続中】

- 今般の新型コロナウイルス感染症への対処の経験を経てのJPO提案
- PCT出願の原本（記録原本）は、国際事務局が全て保有していることから、それを活用して国際的な物流を抑制しようとするもの
- 国際事務局が所有する記録原本を優先権書類としてデジタルアクセスサービス（DAS）に格納する可能性を検討
- DAS未対応の受理官庁に出願する場合も、出願人はDAS利用による優先権書類提出手続が可能となる

4. オンラインサービスの拡充

今般の新型コロナウイルスへの対処の経験を経て、
より求められるオンラインサービスに関する各種検討

- 国際事務局からの通知を原則メールとする実施細則改正提案
 - ・ 原則、願書においてメールアドレスを登録
 - ・ 「事前メール+郵送」という通知方法のオプションはなくなる
- XMLデータ形式での処理を拡充するための実施細則改正提案

5. 配列表の新標準 (WIPO標準ST26)への移行

遺伝子配列に係る明細書等の作成時の表記を統一する国際標準が、
ST25からST26へ移行されることに伴う規則改正案
【2022年7月1日施行予定】

- 規則改正案は、2020年10月の第13回PCT作業部会で合意済
- 実施細則・様式・ガイドラインの修正案は別途タスクフォースで検討
(今回の作業部会ではその進捗報告)
- 作業部会翌日のタスクフォース会合にて、規則改正の施行日を、
当初予定の2022年1月から半年延期することが決定

<ST26への移行で何が変わるのか？>

- XMLデータ形式による配列表の提出が必須となり、明細書の一部となる

テキストデータ → XMLデータ
紙でも電子でも提出可 → 電子のみ提出可

国際的な議論のトレンド



- PCT制度は、年々改善されている
- 改正内容については、WIPOやJPOからの最新情報を確認し、漏れなく利用していただきたい

ご静聴ありがとうございました

